

農業委員会総会議事録

第10回農業委員会

1. 開会日時 平成23年1月20日(木)午後 3時00分

2. 閉会日時 平成23年1月20日(木)午後 4時10分

3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

4. 出席委員(全16人中15人出席)

出席者	1番	坪井 邦夫	9番	柴田 充藏
	2番	河村 稔	10番	安藤 茂市
	3番	鈴木 利彦	11番	小塚 康孝
	4番	秋田 秀機	12番	秋田 洋實
	5番	安藤 丁士	13番	高柳 幸善
	6番	井上 巖	14番	小出 千昭
	7番	柴田 勝明	16番	戸田 俊一
	8番	坪井 猛		

欠席者 15番 水野 満

5. 事務局 2名

経済建設部	部長	坪井 悟
事務局	農業委員会 事務局職員	松井 良廣

6. 会議日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名者選出
- 4 議 案

(1) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

(2) 農業委員会委員の定数について

5 報告事項

(1) 農地法第3条届出受理状況について

(2) 農地法第4条届出受理状況について

(3) 農地法第5条届出受理状況について

(4) 農地法第18条通知書について

7. 配布資料

①別紙資料 農業委員会委員選挙人名簿登録者数

②資料No.1 農地法第3条関係 (届出)

③資料No.2 農地法第4条関係 (届出)

④資料No.3 農地法第5条関係 (届出)

⑤資料No.4 農地法第18条通知書について

8. 議事内容

(1) 議案

①農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

- ・別紙資料に基づき説明するとともに農業委員会選挙人名簿登載申請書及び農地台帳の確認を依頼し、全員賛成で農業委員会委員選挙人名簿登載申請書及び申請書に代わるべき文書を豊山町選挙管理委員会に送付することとなった。質疑応答は特になし。

②農業委員会委員の定数について

- ・会長よりこれまでの経緯等の説明があり、賛成多数により、選挙による委員の定数を現行13名のところを12名に削減することとなった。質疑応答の要旨は下記のとおり。

[質疑応答]

A委員

今の情勢、今後の見通し等を考えながら、それぞれの地区の実行組合の方で時間をかけてお話をいただいて、減らせるものであれば、減らしていくという形として、今回については、1名減の12名にすればいいと思います。

会長

ただ今、A委員から1名減でどうかとのご意見がありましたが、他にございませんか。

B委員

現在の農業委員会のあり方としては、減らしていかなければならない

と思いますが、今後、農業委員の仕事量がどのようになっていくかわからない状況なわけです。豊山町の現在の農業の形態、規模、これからの進む方向を加味していかないとちょっと難しい気がします。

会長

農業委員の仕事に関して、事務局で説明をお願いしますか。

事務局

新農地法に伴い、農業委員会に課せられた義務はだんだん増加していると思います。その一方で、農地や農家戸数は減少しているのも事実です。現行の新農地法も5年後には、検証して改正されることとなっておりますので、そのときに国がどのような判断をするかということもあり、その辺を見極めるのは非常に難しい状況です。

会長

新農地法もそうですが、町の農業政策の基本となるものもまだ明確になっていないという状況だと思います。しかし農業そのものは粛々と作業を進めて秋になれば実りを迎えるということです。ただ、新農地法では我々の仕事は今までと違って増加しています。任期が終わるときに新農地法が施行されて、中途半端な形で任期を迎えるわけですが、本格的には新しい農業委員のときに細かい仕事内容は出てくると思います。質問に対する回答になっているかどうか微妙な状況ですが、現在はこんな状況です。よろしかったでしょうか。

C委員

町にも農業の展望がない。これが豊山町の現状だと思うんです。調整区域が少なくて、市街化区域ばかりで、果たしてそこで将来農業をやっていくのか。農地を守らなければならないから農業をやってくれと言う権利もないようですので、それなら高い税金を払ってまで、何で米を作らなければならないのか、だったら売ったり、アパート作ったりした方がいいということになる。調整区域は、まだ続けなければしょうがないですが、その調整区域も後継者不足で農協委託する人が多い状況なんです。息子たちは、高い機械まで使ってはやれない。いずれにしろ農業では食っていけない、これが現状なんです。実際、調整区域の農地を持っている方がどれくらいいて、市街化区域の農地しか持っていない方がどれくらいあるかわかりませんが、市街化区域農地だけの方はどうでもいいと思っているのではないですか。調査なんか役場がやってくれればいいと。ただ、自分で実際にやってみて感じたことは、地区ごとに役員がいないと分かりにくいということがあると思います。だから何も問題がなければ今の状況がいいと思います。実際は、調査等を役場でやれば、

半分でいいと思う。現在、12名でやっていて、どこを減らすかというのは難しいので、農業委員として出していくということなら、議員と違って役場の調査係のような状態ですから、それですと2地区を1人で行うのは無理ですから、先ほどのご意見のとおり、1名減がベストではないと思うがベターだと思います。

D委員

今を逃すともう手を付けられないと思います。役場として委員を減らすとどういう支障があるのか。納税者側から見れば少しでも協力して、削減できるところは削減しないといかん。定数がどうしても減らせないなら、思い切って報酬を下げるべき。それなら定数は減らさなくてもいい。

会長

農業委員会として、減らす減らさないという判断をすることでありまして、農業委員会が減らすと判断した場合は、役場がそれに対応するだけで、それによって仕事が増えようが、減ろうが、それは役場内部の話です。

D委員

年に13回か14回の会議だと思いますが、報酬も1回あたりの費用が高すぎると思う。最初は定数を減らせと言っておったんですが、いろんな書類を配るには他の地区までは難しい。そうであれば、定数は現状でいいと思います。その代わりに、報酬を思い切って減らしたらどうですか。

会長

定数を1名減でというご意見と報酬の支払い内容を変えて定数は現状のままで行くという2つの意見が出ていますが、さて、どうでしょうか。

D委員

それともう1点ですが、議会からもみえているんですが、議員自体に農業経験者がいない。そんな状況で、農業委員会で発言するのはおかしいと思う。

A委員

総論では減らすのは、いいですよ。各論になると非常に難しい。私の担当地区のところで24軒の10アール以上耕作されている農家の方があります。農業委員を減らした場合にその24軒の人が納得できるのか。全然話をしてないわけですから。そのため、今回、1名減として、引き続きこれを持ち帰って実行組合等で率直に聞きながら、農業をやっている方の理解を得ながら進めていかなきゃいけないと思う。また、手

当ての問題ですが、役場として色々な委員会があると思うので、その辺のところの兼ね合いも合って決めていると思う。農業委員会だけ下げているのかという問題がある。それを含めて議論する必要があるのではないですか。

会長

ありがとうございました。定数削減の方向は理解できるが、減したときどんな影響があるかということで色々な話が出ていたと思います。去年の10月から色々な形を経て、今回は結論出すということですので、定数の1名減で賛成・反対の決を取りたいと思います。

E委員

賛否の前に確認ですけどいわゆる昔の「84」の作業は、委員個人にお願いしないといけないんですか。他の市町村では郵送して個々で申請というところもあるんです。それに最近は個人情報の問題が難しい状況です。もし、郵送でできるのなら農業委員の役割も少なくなるのではないですか。昔は権利調整の仕事があって、小作も多かったので、農業委員の役割が重要だったわけですけど、調整区域も少ないということだと、権利調整も今は、ほとんど必要がない。さらに言えば農業生産で食っていかなければならない専業農家がほとんどない状況の中で、せっかくこうして議論してきたわけですから思い切って減らしてもいいのではないですか。新農地法で増えたのは、農地調査、作業状況の調査だから、それは誰が行っても確認できると思います。いかがですか。

事務局

郵送でやっていけないということはないと思いますが、調査等のきめ細かさというのは、なくなると思います。農家の代表として、同じ農家の仲間がやっているの、世間体等もあって、農転等にしてもモラルが維持されている部分もあると思います。農業やっている方の考えは農業やっている方が一番よく分かると思うので、そういう方がどんどん減っているのかという気はします。調査等もきめ細かさはなくなって、回収率等も下がっていくと思います。

E委員

そうならある程度の要員も必要だし、色々な習慣や兼ね合い等もあって、他の地区回るのは中々行きづらいですから。だけど反論すれば、国勢調査のような形、白紙の用紙を渡して、個々に封書で郵送で回収する、これが本来だと思いますので、中味見て出すのは段々出来なくなるのではないかと思います。

会長

調査のやり方は考えていかなければならないと思います。将来的に郵送で行くと回収率がどうなるか事務局としては心配だと思いますが、こういうことは案ずるより生むが安しという言葉もあるように色々なケースを想定して一つずつクリアしていくのがベターだと思います。今回のようにある一定の期日までに決めなければ選挙に間に合っていない。多少、重たいけどどちらかに決を採って、委員会としての結論としたいと思います。今後どうして行くかは新しい委員に託すという方法取りたいなと思います。定数の改革は、前回のときも我々の任期が終わる直前にこういう話があって、選挙の公示が近くて無理だから先延ばししたということがあります。よく考えて削減するか、しないか委員会としての態度を決めて、定数に関してはこういった意見があったので引き続き検討をといつて送る方法を取りたいと思います。

(2) 報告事項

- ①農地法第3条届出受理状況について
- ②農地法第4条届出受理状況について
- ③農地法第5条届出受理状況について
- ④農地法第18条通知書について

・総会資料No.1・2・3・4に基づき説明し、特に意見もなく了承された。質疑応答の要旨は下記のとおり。

[質疑応答]

A委員

現況が駐車場になっていて、まだ田畑のところって、かなりあるんじゃないですか。最近、木津用水の総代をやっている関係で判子を取りに来たけど、現況は2、30年前から資材置場になっていて、田畑のままだったとのこと。普段から頻繁に行き来しているところだから、現況はよく分かっているんだけどそれが実は田とは分からない。これから埋めるところは分かるけど。そういうところは、まだかなりあるんじゃないですか。

会長

こないだの耕作放棄地の調査でも無断転用の農地があると聞いております。そういった農地を農業委員がこまめに調べて段々改善していくというのが今回の新農地法の趣旨です。とにかく田の中で何か変なものがあるというところは、転用済みかどうか事務局でチェックするとそういう意味でも仕事は増えていく。登記をするのを忘れていて再申請というものもあるようです。受理通知には速やかに現況変えるように一文を入れ

ていますので、減っていくと願っております。

(午後4時10分終了)

9. その他

1 事務局より以下のとおり、事務連絡を行った。

- ①次回の会議について、2月17日(木)に開催予定で、資料は、2月の初め頃に送付する予定である旨説明。
- ②毎年恒例の新年会について案内。
- ③資料について、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨説明。

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。

10. 農地転用件数

1 2月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	3	2,210.00
		0	0.00	豊場				
	届出	3	2,346.00	青山		届出	17	15,734.00
		1	102.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	28.65	青山		届出	13	8,851.65
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	3	1,546.00
		0	0.00	豊場				
	届出	5	875.00	青山		届出	39	9,634.73
		4	989.00	豊場				

※ 累計については平成22年1月～平成22年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)